

江津湖での特定外来魚等の 再放流の禁止について

1 江津湖の魚類の状況

(1) 江津湖での魚類の調査

江津湖においては、外来種による捕食により在来種の減少も指摘されており、国交省熊本河川国道事務所と協力し、魚類調査や捕獲調査を実施

本年度、緑保全課で委託している江津湖の第1回魚類調査において、
下表の22種の魚類が確認（H25.12 上・中江津湖により実施）

No	目名	科名	和名	重要種		外来種
				環境省	熊本県	
1	コイ目	コイ科	ゲンゴロウブナ	絶滅危惧 I B類(EN)		
2			ギンブナ			
3			イチモンジタナゴ	絶滅危惧 I A類(CR)		
4			オйкаワ			
5			カワムツ			
6			タカハヤ			
7			モツゴ			
8			ムギツク			
9			タモロコ			
10			カマツカ			
11			ニゴイ			
12			イトモロコ			
13				ドジョウ科	ヤマトシマドジョウ	絶滅危惧 II 類(VU)
14	サケ目	アユ科	アユ			
15	カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ			特定
16	ダツ目	メダカ科	メダカ南日本集団	絶滅危惧 II 類(VU)		
17	スズキ目	スズキ科	オヤニラミ	絶滅危惧 I B類(EN)	絶滅危惧 II 類(VU)	
18		カワスズメ科	ジルティラピア			
19			ナイルティラピア			要注意
20		ドンコ科	ドンコ			
21		ハゼ科	ウキゴリ			
22			トウヨシノボリ(橙色型)			
	イシガイ目	イシガイ科	イシガイ			
			ドブガイ			

※オオクチバス（ブラックバス）は目視では確認された。



(オオクチバス・ナイルティラピア)

江津湖での捕獲調査

植物の状況・駆除



オオフサモ



ブラジルチドメグサ

(2) 問題点

江津湖は貴重で豊かな生態系が育まれ、そこには多くの在来種が生息している。しかし近年は魚類において外来魚が占める割合が高くなり、少しでも外来魚を減らしていく取り組みが必要となっている。



2 外来生物の状況

(1) 国の動き

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（H17.10.1）」を施行し、特定外来生物（107種類：H25.9.1現在）による被害の防止を図っている。

(2) 外来生物とは

- ア 外来生物：外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物（国内由来、国外由来を含む）
- イ 侵略的外来生物：外来生物の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもの
- ウ 特定外来生物：外来生物（国外由来の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの（侵略的外来種）の中から法律で指定されたもの。（107種）
- エ 要注意外来生物：専門家会合等においても生態系等に対する被害のおそれ等が指摘されているが、文献等の被害に関する科学的な知見が不足しているもの。引き続き情報の集積に努め、その状況を踏まえて指定の必要性について引き続き検討するとともに、利用に当たっての注意を呼びかけていく必要があるとされた環境省が指定した外来生物。（148種類）

(3) 特定外来生物による被害の概要

ア 生態系への影響

- ・ 在来種の捕食（アライグマ、オオクチバス等）
- ・ 競合による在来種の駆逐（カダヤシ等）
- ・ 在来生物への病気や寄生虫の媒介
- ・ 生息、生育基盤の攪乱
- ・ 在来種との交雑による遺伝的な攪乱

イ 人の生命・身体への影響

- ・ 毒をもっている外来種に噛まれたり、刺されたりする（セアカゴケグモ等）

ウ 農林水産業への影響

- ・ 田畑を踏み荒らしたり、農林水産物を食い荒したりといった危害を加える（アライグマ、台湾リス等）



オオクチバス（ブラックバス）が在来種を捕食

(4) 熊本県内の状況

① 特定外来生物が22種類（動物12種、植物10種）確認され、そのうち江津湖では魚類・植物の14種類が確認されている。

② 要注意外来生物

ナイルテラピア外多数の魚種が確認されている

※ナイルテラピアは異常なほど生息定着しており特定外来生物を上回る捕獲数となっている。

〔熊本県で確認されている特定外来生物等〕

分類	種名 <div style="background-color: yellow; width: 50px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 熊本県で確認されている特定外来生物 <div style="background-color: pink; width: 50px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> // 要注意外来生物	(1) 生態系					(2) 人への影響	(3) 農林水産被害	江津湖での確認の有無	備考
		捕食	競合・駆逐	病気等	生息基盤	交雑				
哺乳類	クリハラリス		○					○	×	宇城、宇土
	アライグマ	○	○					○	×	城南町で目撃有
鳥類	ガビチョウ	○	○						×	
	ソウシチョウ	○	○						○	
爬虫類	カミツキガメ	○	○				○		○	
両生類	ウシガエル	○	○		○				○	
魚類	ブルーギル	○	○		○			○	○	
	オオクチバス	○	○		○			○	○	
	カダヤシ	○	○		○				○	
	チャンネルキャットフィッシュ	○	○		○				×	
くも・さそり類	セアカゴケグモ						○		×	H25.8 熊本市北区で確認
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ		○	○	○				○	

分類	種名 <div style="background-color: yellow; width: 50px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 熊本県で確認されている特定外来生物 <div style="background-color: pink; width: 50px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> // 要注意外来生物	(1) 生態系					(2) 人への影響	(3) 農林水産被害	江津湖での確認の有無	備考
		捕食	競争・駆逐	病気等	生息基盤	交雑				
植物	ブラジルチドメグサ		○						○	
	ポタンウキクサ		○						○	
	オオキンケイギク		○						○	
	ナガエツルノゲイトウ		○						○	
	ミズヒマワリ		○						×	
	オオハンゴンソウ		○						×	
	ナルトサワギク		○						×	
	アレチウリ		○						○	
	オオフサモ		○						○	
	オオカワヂシャ		○				○		○	
魚類 (他多数)	ナイルティラピア		○		○				○	
	タイリクバラタナゴ		○			○			○	

3 外来生物への対応状況

(1) 法の規制概要

外来生物被害予防3原則（環境省が定めた法に基づくスローガン）
～侵略的な外来生物（海外起源の外来種）による被害
を予防 するために

1. 入れない～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物を
むやみに日本に入れない
2. 捨てない ～飼っている外来生物を野外に捨てない
3. 拡げない～野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

特定外来生物は以下の行為は、禁止となっている。

〔禁止事項〕

- ・ 飼養、栽培、保管、運搬
- ・ 輸入
- ・ 譲渡、譲受、引渡し、引き取り
- ・ 特定飼養等施設の外で放つこと、植えること、まくこと

※しかし次の項目は、法律の条文に書き込めていない。

- ① 魚類のキャッチアンドリリースの禁止
- ② 要注意外来生物（要注意であることの普及・啓発のみ）の取扱い
- ③ 国外由来の外来種を規制しており、国内由来の外来種は対象外。

(2) 現在の本市の対応

- ア 哺乳類：捕獲や生息情報はないため、特定外来法による規制を行い、被害等が確認された後、駆除を行う。
- ・アライグマ調査
- イ 植物：特定外来生物であるボタンウキクサ（ウォーターレタス）、ブラジルチドメグサが広域に繁殖しており、在来植物への影響が懸念される地域での駆除を行っている。
- （江津湖：指定管理者が駆除）
- ウ 魚類：特定外来生物であるオオクチバス、ブルーギル、要注意外来生物であるニルティラピアが市内の河川、沼、水路等に多数生息が確認されている。

(3) 問題点

特定外来生物法に基づき防除を行うにあたっての問題

- ・ 効果的な防除を進めるための体制・PRが十分でない
- ・ 対応すべき外来種の優先度や目標設定が明確でない。
- ・ 哺乳類、鳥類、植物についての農作物被害等は、顕在化してから対応が可能であるが、魚類については定量的なデータの把握が難しいため、対策の実施時期設定が難しい。
- ・ 行政、企業、民間団体、市民等の多くの主体が連携して社会全体で取組まなければ解決は見込めない。

(4) 問題解決に向けて

ア 対応すべき外来種の優先度や目標設定

優先的に対応すべき外来種、区域、対応方法について目標を設定する。

イ PR事業の拡充

- ホームページでの啓発の充実
- 啓発用パンフレット・リーフレットの作成、配布
- 講演会の実施 等

ウ 駆除の継続的实施

- 哺乳類 未確認のため未実施(確認された場合実施)
 - 農作物への被害：農業政策課
 - 民家等への被害：動物愛護センター
- 魚類 駆除の実施（優先度の高い水域を実施）
 - 漁場：水産振興センター
 - 河川水路：河川公園課、河川公園整備課、農業振興課
(河川の維持に影響がある場合)
影響がない場合には、誰が駆除をするか
明確でない
 - ため池：所有者
- 植物 駆除の実施（優先度の高い地域を実施）
 - あきち等：生活衛生課、まちづくり推進課
(あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例)
 - 公園：河川公園課
 - 公共施設：施設管理者

エ 社会全体での取り組みの推進

○条例化の検討

条例制定により市民、事業者、行政、それぞれの役割や責務を明確にし、三者が協力して、特定外来生物対策を進めるための仕組みをつくる。

また、特定外来生物対策の基本的な考え方を示し、守らなければならない共通のルールを確立し、行政が対策を実施するだけでなく、市民自らが防除に参加するための対策の仕組みを市民にわかりやすく示す。